



市 章

大津市公報

平 成 25 年 8 月 30 日
号 外 (第 58 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 93 大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則..... 1
- 94 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 95 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 96 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 2
- 97 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 98 大津市動物の愛護及び管理に関する法律等施行細則の一部を改正する規則..... 3

訓 令

- 9 大津市保健所事務決裁規程の一部改正..... 3

規 則

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年 8 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第93号

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

大津市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第27号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成25年11月 1 日とする。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 8 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成24年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員等が、同項の要望等記録兼報告書に代えて、要望等記録兼報告書に記載すべき事項が記載された書面を作成したときは、当該書面を要望等記録兼報告書とみなす。

第 5 条第 1 項中「要望等記録兼報告書」の次に「（第 3 条第 2 項の規定により要望等記録兼報告書とみなされる書面を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 8 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第95号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 8 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第96号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表障害者自立支援特別対策事業費助成金等の項、重症心身障害者通所施設運営費補助金の項、障害児地域活動支援事業費補助金の項及び生活介護事業所運営費補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年 8 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第97号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成21年規則第91号）の一部を次のように改正する。

第29条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

法第10条第 1 項の規定による第 1 種動物取扱業の登録に関すること。

法第11条第 2 項（法第13条第 2 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の通知に関すること。

法第12条第 2 項（法第13条第 2 項及び第14条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の拒否の通知に関すること。

第29条中第28号を第36号とし、第27号を第35号とし、第26号を第34号とし、同条第25号中「第18条第 4 項」を「第18条第 5 項」に改め、同号を同条第33号とし、同条第24号中「第18条第 4 項」を「第18条第 5 項」に改め、同号を同条第32号とし、同条第23号中「省令第18条第 4 項」を「これらの規定を省令第18条第 5 項」に改め、同号を同条第31号とし、同条第22号中「（省令第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第30号とし、同条第21号中「（省令第 4 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同条第29号とし、同条第20号中「及び第 6 項」を削り、「の規定」を「及び第 6 項の規定」に改め、同号を同条第28号とし、同条第19号中「第36条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を、「受理」の次に「及び負傷動物等の収容」を加え、同号を同条第25号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(26) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第37号）附則第 3 条第 2 項の規定による現に犬猫等販売業を営んでいる者の届出の受理に関すること。

(27) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第37号）附則第 8 条第 1 項の規定による現に飼養施設を設置して第 2 種動物取扱業を行っている者の届出の受理に関すること。

第29条第18号中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「ねこ」を「猫」に改め、「又は引取場所の指定」を削り、同号を同条第24号とし、同条中第17号を第23号とし、第12号から第16号までを 6 号ずつ繰り下げ、同条第11号中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条第10号中「第24条第 1 項」の次に「（法第24条の 4 において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第14号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

法第24条の 2 の規定による第 2 種動物取扱業の届出の受理に関すること。

法第24条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による変更の届出の受理に関すること。

第29条第 9 号中「まで」の次に「（同条第 1 項及び第 3 項の規定を法第24条の 4 において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第13号とし、同条中第 8 号を第10号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

法第22条の 6 第 2 項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理に関すること。

法第22条の 6 第 3 項の規定による命令に関すること。

第29条第 7 号中「動物取扱業者」を「第 1 種動物取扱業者」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「動物取扱業者」を「第 1 種動物取扱業者」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「第16条第 1 項」の次に「（法第24条の 4 において準用する場合を含む。）」を加え、「動物取扱業者」を「第 1 種動物取扱業者」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「動物取扱業者登録簿」を「第 1 種動物取扱業者登録簿」に改め、

